

住宅瑕疵担保責任保険(1号)  
住宅瑕疵担保責任任意保険(2号)

# まもりすまい保険

住宅取得者様用

2024年4月版

## 契約内容のご案内

この契約内容のご案内(契約概要・注意喚起情報)は、保険契約に係るすべての内容を記載しているものではありません。保険契約の詳細については、住宅事業者、保険取次店(事務機関等)または住宅保証機構までお問い合わせください。



〈保険申込み取扱機関〉

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構

# まもりすまい保険 契約内容のご案内

住宅瑕疵担保責任保険(1号) 住宅瑕疵担保責任任意保険(2号)

## 契約概要

住宅取得者様の住宅を建設または販売した事業者が住宅瑕疵担保責任の履行の資力確保のために加入している保険について、住宅取得者様にご確認いただきたい重要な事項をこの「契約概要」に記載しています。必ずお読みいただきますようお願いいたします。なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。保険契約の詳細については、住宅事業者、事務機関等の保険取次店または住宅保証機構までお問い合わせください。

### 商品の仕組みおよび内容など

#### 1. 商品の名称

- 住宅瑕疵担保責任保険(1号保険) ●
- 住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)※ ●

この保険は住宅保証機構が、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づいて行うものです。

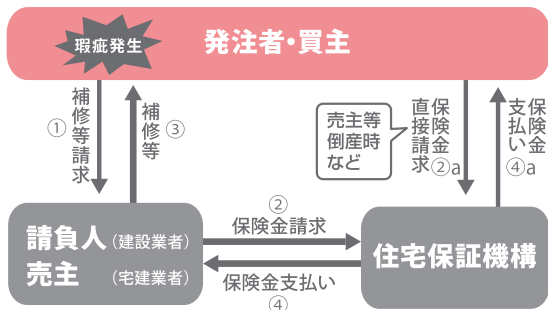
※2号保険においては、「故意・重過失損害担保特約」が付帯されている場合と付帯されていない場合があります。

#### 2. 商品の仕組み

- 住宅保証機構は、この保険の対象となる住宅(以下「保険付保住宅」といいます。)の基本構造部分の瑕疵に起因して、保険付保住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合(以下「保険事故」といいます。)、被保険者である住宅事業者が住宅取得者様に対し瑕疵担保責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)について、保険金をお支払いいたします。

- ①……………保険期間中に瑕疵が判明した場合、住宅取得者様は、請負契約または売買契約の範囲において、住宅事業者に対して補修等を請求することができます。
- ②……………住宅事業者は、請負契約または売買契約に基づき、補修等について検討し、保険金をお支払いできる事由に該当する場合には、住宅保証機構に保険金の請求を行います。
- ③……………住宅事業者が補修等を行います。
- ④……………住宅保証機構は、住宅事業者が補修等を実施した後、住宅事業者に保険金をお支払いします。
- ②a/④a…住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合で、保険金をお支払いできる事由にあたる場合は、住宅取得者様は、住宅保証機構に直接保険金を請求し、保険金の支払を受けることができます。

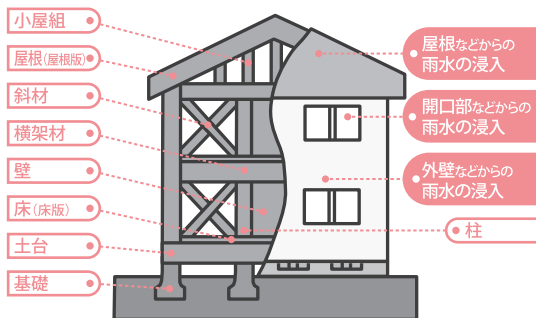
## 保険の仕組み



※番号は前述の表を参照してください。

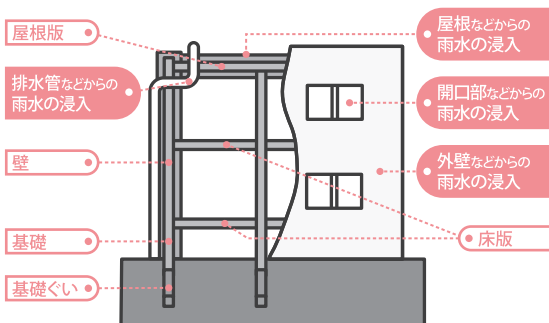
## 保険の対象となる基本構造部分(例)

住宅瑕疵担保履行法に基づき定められた、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任の範囲が保険の対象となります。



### 木造(在来軸組工法)の戸建住宅

〈例〉2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



### 鉄筋コンクリート造(壁式工法)の共同住宅

〈例〉2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成

### 3.保険のてん補内容

#### ①保険金をお支払いする主な場合

○保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

- 保険付保住宅の基本構造部分の瑕疵に起因して、基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合の保険事故により、住宅事業者が住宅取得者様に対し瑕疵担保責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。
- 保険付保住宅に保険事故が発生した場合において、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、この保険契約における住宅取得者様からのご請求に関する規定に基づき、住宅事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲において、住宅取得者様に対して保険金をお支払いします。この場合、住宅保証機構は、住宅事業者に対して損害をてん補したものとみなします。

○お支払いする主な保険金は次のとおりです。

- 保険事故を補修するために必要な材料費、労務費、その他の直接費用（保険開始日における設計・仕様・材質等を上回るにより増加した補修費用については対象となりません。）
- 補修の範囲、方法、金額を確定するための調査費用（瑕疵の存在の有無を調査するための費用を除きます。）
- 仮住居・移転費用

#### ②保険金をお支払いできない場合

以下に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

○住宅事業者、住宅取得者様、保険付保住宅にかかる建設工事、設計、工事監理、地盤調査、地盤補強工事等を行うために締結された請負契約もしくは受託契約の当事者（これらの当事者と締結された下請負契約または再受託契約の当事者、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの当事者も含まれます。）、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失（設計施工基準の重大かつ明白な違反については、重大な過失とみなします。）により生じた損害（故意または重大な過失がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）については、保険事故に該当する場合であっても、保険金を支払いません。

※ただし、住宅事業者が倒産等の場合には住宅取得者様に保険金を支払います。  
（1号保険及び2号保険故意・重過失損害担保特約付の場合）

○次に掲げる事由により生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）については、保険事故に該当しないものとして、保険金を支払いません。

- 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、つつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
- 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
- 保険付保住宅の虫食い・ねずみ食いもしくは保険付保住宅の性質による結露または瑕疵によらない保険付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
- 瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
- 瑕疵に起因して生じた保険付保住宅以外の財物の滅失もしくはき損または保険付保住宅その他財物の使用の阻害
- 設計時に予想しなかった重量物の設置等といった保険付保住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理（定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。）
- 住宅保証機構もしくは被保険者である住宅事業者が不適当であることを指摘したにもかかわらず住宅取得者様が採用させた設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵、または被保険者もしくは被保険者の下請業者以外の者に住宅取得者様が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由

- 保険付保住宅の増築・改築・補修(保険事故による補修を含みます。)の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
  - 補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延
  - 保険付保住宅に関する売買契約または請負契約締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた事由
  - 保険付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が直接的または間接的な原因となって、保険付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害が生じた場合、この被害に係る損害(地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし保険付保住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。)に対しては保険金を支払いません。
- 次に掲げる事由によって生じた損害(これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害、ならびにこれらの事由がなければ発見されなかった瑕疵によって生じた損害を含みます。)については、保険事故に該当するか否かにかかわらず、保険金を支払いません。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
  - 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
  - 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性
- 住宅保証機構は、被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、この約款で担保すべき瑕疵担保責任以上に加重された責任については、保険金を支払いません。

#### 4. 保険期間(保険のご契約期間)

- 保険責任は、原則として住宅の引渡し日に始まります。
- 保険期間は、原則として10年間としますが、保険の種類により異なります。詳細は事務機関等の保険取次店または住宅保証機構までお問い合わせください。

#### 5. 引受条件(保険金額等)

##### ① 保険金支払限度額について

〈住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)・住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険) 共通〉

	《一戸建住宅》	《共同住宅等》
1住宅あたり限度額	2,000万円	2,000万円
調査費用	1住宅あたり補修金額の10% または10万円の いずれか大きい額 ※ただし、調査費用の実額 または50万円のうち 小さい方を限度。	1住棟あたり補修金額の10% または10万円の いずれか大きい額 ※ただし、調査費用の実額 または200万円のうち 小さい方を限度。
仮住居・ 移転費用	1住宅あたり 50万円	1住宅あたり 50万円

- 調査費用限度額および仮住居・移転費用限度額については1住宅あたり限度額の内枠とします。
- オプション契約を選択の場合は、3,000万円、4,000万円、5,000万円のうちいずれかの金額となります。ただし、故意・重過失による損害に支払う場合は、2,000万円を限度とします。

### 〈住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)〉

<b>同一事業年度引受保険契約限度額</b>  ( 住宅保証機構が 同一事業年度に締結した 全ての1号保険契約について 保険期間を通じて支払われる 保険金の合計額 )	<b>同一事業年度総支払限度額</b>  ( 同一事業年度の間に 住宅保証機構に報告がなされた すべての事故に対し、 住宅保証機構が支払う 保険金の合計額 )
一戸建住宅・共同住宅等 あわせて125億円	一戸建住宅・共同住宅等 あわせて125億円

◎この他、保険金支払を行う保険事故が、同一の原因による一連の事故の場合で4億円を超える支払になった場合、4億円を超える部分についてはすべての保険法人共通の「保険法人共有限度額」が適用されます。

### 〈住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)〉

	《一戸建住宅》	《共同住宅等》
<b>1事業者あたり 限度額</b>	被保険者の 当該年度における すべての保険付保住宅の 保険金額の合計額の 10%または1億円の いずれか大きい額	被保険者の 当該年度における すべての保険付保住宅の 保険金額の合計額の 10%または30億円の いずれか大きい額
<b>1住棟あたり 限度額</b>	/	<b>30億円</b>
<b>同一事業年度 引受保険契約 限度額※</b>	/	<b>100億円</b>

※住宅保証機構が同一事業年度に締結したすべての共同住宅等に係る2号保険契約について保険期間を通じて支払われる保険金の合計額

#### ②免責金額、縮小てん補割合

○この保険契約では、免責金額や縮小てん補割合が次のとおり設定されています。

免責金額(自己負担額)	<b>10万円</b>
縮小てん補割合	被保険者が倒産等の場合 <b>100%</b> 上記以外の場合 <b>80%</b>

※2号保険のうち、被保険者が住宅建設事業者、住宅取得者が住宅販売事業者となる契約(分譲住宅の建設事業者申請の場合)については、住宅取得者である住宅販売事業者に保険金を支払う場合のてん補割合は80%となります。

- 保険では支払われない免責金額や縮小てん補割合部分は、住宅事業者の自己負担となります。
- 住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合で、住宅取得者様に保険金をお支払いする場合、保険では支払われない免責金額(10万円)は、住宅取得者様の自己負担となります。
- 支払保険金の計算式は次のとおりです。

$$\text{( 保険の対象となる損害の額－免責金額 )} \times \text{縮小てん補割合}$$

#### 共同住宅等の場合の注意点

- 住宅取得者様の住宅事業者に対する瑕疵担保責任に関する請求権は、住宅取得者様が個々に有するものとなります。なお、複数の住宅取得者様がいる区分所有の共同住宅に保険事故が発生した場合で、共用部分の補修を行うときについては、住宅事業者は住宅取得者様からの請求を受けた後、補修範囲や方法について管理組合等と話し合った上で、住棟単位で保険金請求の手続きを行うことができます。
- 共同住宅等の1つの住棟に保険の対象とならない住戸等がある場合には、損害額に対し、全住戸等に占める保険の対象となる住戸等の専有面積による持分割合に応じて保険金が支払われます。
- 詳細は、事務機関等の保険取次店または住宅保証機構までお問い合わせください。

#### 事故が発生した場合の手続き

- 保険付保住宅に保険事故に該当すると思われる瑕疵を発見した場合には、直ちに住宅事業者にご連絡ください。
- 住宅保証機構は、住宅事業者からの通知により現地を確認した後、保険金のご請求対象となる場合は、住宅事業者に対して所定の事項について書面的ご提出をお願いします。正当な理由なくこれらの通知等がなされなかった場合には、保険金をお支払いできなかったり、保険金の支払額が削減されたりすることがあります。

# まもりすまい保険 契約内容のご案内

住宅瑕疵担保責任保険(1号) 住宅瑕疵担保責任任意保険(2号)

## 注意喚起情報

住宅取得者様の住宅を建設または販売した事業者が住宅瑕疵担保責任の履行の資力確保のために加入している保険について、住宅取得者様にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。必ずお読みいただきますようお願いします。なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、住宅事業者、事務機関等の保険取次店または住宅保証機構までお問い合わせください。

### 住宅事業者の倒産時等の取扱い

- 保険付保住宅に保険事故が発生した場合において、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅保証機構は、この保険契約における住宅取得者様からのご請求に関する規定に基づき、住宅事業者が瑕疵担保責任を負担するべきであった損害の範囲において、住宅取得者様に対して保険金を支払います。この場合は、住宅取得者様が保険金請求手続きを行うこととなります。
- 複数の住宅取得者様がいる区分所有の共同住宅では、規約等に基づき、住棟の共用部分にかかる補修方法等について管理組合等で話し合いとりまとめた上で、保険金請求手続きを行うことができます。
- 保険付保住宅に保険事故に該当すると思われる瑕疵を発見した場合には、直ちに統括事務機関または住宅保証機構にご連絡ください。あらかじめ住宅保証機構の承認を得ないで補修工事を行った場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 住宅保証機構は、住宅取得者様の行う補修事業者の選定、補修方法の検討について協力と助言を行い、選定された補修事業者と連携し、住宅取得者様との間で速やかに補修の内容および費用の見積額に関する協議を行うものとします。
- この場合、保険では支払われない免責金額は、住宅取得者様の自己負担となります。

### 故意・重過失の場合における取扱い

#### <1号保険及び2号保険(故意・重過失損害担保特約付)の場合>

- 住宅事業者等の故意または重大な過失により「保険金をお支払いできない場合」に該当する場合であっても、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合は、住宅取得者様に対する保険金支払いの対象となります。(その他の保険金をお支払いできない事由にあたる場合は保険金をお支払いできません。)
- 上記の場合に支払う保険金は、「住宅購入者等救済基金」からのお支払いとなります。この基金により支払われるべき保険金の額(住宅保証機構及び他の住宅瑕疵担保責任保険法人により支払われるべき額を合算します。)が「住宅購入者等救済基金」の残存額を超過する場合、または超過することが予想される場合には、支払われる保険金が削減される場合があります。

### 住宅紛争処理に関する事項

- ※住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)は、2022年10月1日からご利用できます。
- 住宅取得者様と住宅事業者との間に請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者は、指定住宅紛争処理機関による紛争処理支援制度(あっせん・調停・仲裁)を利用することができます。  
※ご利用には、所定の申請料がかかります。



- 住宅保証機構は、指定住宅紛争処理機関から住宅保証機構に意見照会のあったときは、意見を提出します。
- 住宅保証機構は、指定住宅紛争処理機関が住宅保証機構の参加が必要と認めるときは、当事者として紛争処理に参加します。
- 住宅保証機構は、指定紛争処理機関から住宅保証機構に意見照会があった場合には、成立した調停等の結果を尊重します。ただし、住宅保証機構が紛争処理の当事者として調停等に参加した場合には、住宅保証機構は、特段の事情がない限り、指定紛争処理機関から提示された調停案を受け入れるものとします。

### 保険協会審査会に関する事項

- 住宅事業者は、保険付保住宅の事故に関する保険金支払いに関して住宅保証機構との間に紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会(以下「保険協会審査会」といいます。)に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件があります。  
〔審査を請求するための条件〕
  - ①住宅事業者が住宅保証機構に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過している必要があります。
  - ②保険協会審査会への申請料は、50,000円(税抜)です。
- 住宅保証機構は、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

### 保険法人の指定取消に伴う措置

- 住宅保証機構の経営が破綻した等により保険法人の指定を取り消された場合には、その保険等の業務の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

### 個人情報の取扱い

- 住宅保証機構の個人情報に関する取扱いについては、住宅保証機構ホームページにて「個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)」として公表しております。  
詳細については、住宅保証機構ホームページ(<https://www.mamoris.jp/privacy/>)をご確認下さい。

### 保険契約の変更・解除

- 住宅瑕疵担保責任保険(1号保険)は、保険契約者・被保険者・住宅取得者様の基本情報の変更など軽微な変更の場合を除いて、保険期間開始後の変更および解除は原則としてできません。
- 住宅瑕疵担保責任任意保険(2号保険)は、保険契約者からの住宅保証機構に対する書面による通知をもって保険契約の変更および解除を行うことができます。

### その他ご注意いただきたいこと

- 保険付保証明書は、この保険契約締結後に住宅事業者よりお渡しします。内容をご確認のうえ、大切に保存してください。
- 保険付保証明書の内容に変更等が生じた場合には、速やかに住宅事業者にお知らせください。住宅事業者が倒産等の事由により連絡が取れない場合には、事務機関等の保険取次店または住宅保証機構にお知らせください。

## この保険に関するお問い合わせ窓口

- この保険に関する一般的なお問い合わせ・相談等については、統括事務機関(右記)または住宅保証機構にご連絡ください。

**住宅保証機構(株)：電話番号 03-6435-8870**

**[受付時間] 月～金 9:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日は除く)**

- この保険に関するご意見・苦情等については、住宅保証機構にご連絡ください。

**住宅保証機構(株)**

**コールセンター：電話番号 03-6435-8871**

**[受付時間] 月～金 9:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日は除く)**

- 住まいるダイヤルのご案内** =法律に基づく支援制度=  
保険付保住宅について、住宅事業者と住宅取得者様との間でお困りのことが起こったら、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。お電話の際はお手元に保険付保証明書をご用意ください。(この保険の具体的な内容等に関するお問い合わせ等は除きます)

**公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター：**

**受付電話番号 0120-276-500 (住まいるダイヤル)**

※一部のIP電話等をご利用の方は03-3556-5147をご利用ください。

**[受付時間] 月～金 10:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日は除く)**

- 保険事故が発生した場合には、住宅事業者または、統括事務機関(右記)もしくは住宅保証機構へご連絡ください。

## 統括事務機関

所在地	統括事務機関名	電話番号
北海道	一般財団法人 北海道建築指導センター	011-271-9980
青森県	一般社団法人 青森県建築士会	017-773-2878
岩手県	一般財団法人 岩手県建築住宅センター	019-623-4420
宮城県	一般財団法人 宮城県建築住宅センター	022-265-3605
秋田県	一般財団法人 秋田県建築住宅センター	018-836-7851
山形県	株式会社 山形県建築サポートセンター	023-645-6600
福島県	一般財団法人 ふくしま建築住宅センター	024-573-0118
茨城県	一般財団法人 茨城県建築センター	029-305-7300
栃木県	一般社団法人 栃木県建築士会	028-639-3150
群馬県	公益財団法人 群馬県建設技術センター	027-251-6749
埼玉県	一般財団法人 さいたま住宅検査センター	048-621-5118
千葉県	株式会社 千葉県建築住宅センター	043-222-0109
東京都	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	03-5989-1648
神奈川県	一般財団法人 神奈川県建築安全協会	045-212-3956
新潟県	一般財団法人 にいがた住宅センター	025-283-0851
富山県	一般財団法人 富山県建築住宅センター	076-439-0248
石川県	一般財団法人 石川県建築住宅センター	076-262-6543
福井県	一般財団法人 福井県建築住宅センター	0776-23-0457
山梨県	一般社団法人 山梨県建築士会	055-237-6322
長野県	一般財団法人 長野県建築住宅センター	026-219-1061
岐阜県	株式会社 ぎふ建築住宅センター	058-275-9033
静岡県	住宅保証機構株式会社	03-6435-8870
愛知県	住宅保証機構株式会社	03-6435-8870
三重県	公益財団法人 三重県建設技術センター	059-229-5613
滋賀県	一般財団法人 滋賀県建築住宅センター	077-569-6501
京都府	一般社団法人 京都府建築士会	075-211-2877
大阪府	住宅保証機構株式会社	03-6435-8870
兵庫県	住宅保証機構株式会社	03-6435-8870
奈良県	一般財団法人 なら建築住宅センター	0742-27-3399
和歌山県	一般財団法人 和歌山県建築住宅防災センター	073-431-9220
鳥取県	一般財団法人 鳥取県建築住宅検査センター	0857-21-6702
島根県	一般財団法人 島根県建築住宅センター	0852-33-7238
岡山県	岡山県建築住宅センター 株式会社	086-243-3266
広島県	株式会社 広島建築住宅センター	082-836-6222
山口県	一般財団法人 山口県建築住宅センター	083-921-8722
徳島県	公益社団法人 徳島県建築士会	088-653-7570
香川県	株式会社 香川県建築住宅センター	087-832-5270
愛媛県	株式会社 愛媛建築住宅センター	089-931-3336
高知県	公益社団法人 高知県建設技術公社	088-879-0250
福岡県	一般財団法人 福岡県建築住宅センター	092-725-0850
佐賀県	公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構	0952-97-5610
長崎県	一般財団法人 長崎県住宅・建築総合センター	095-825-6944
熊本県	一般財団法人 熊本建築審査センター	096-385-0881
大分県	一般財団法人 大分県建築住宅センター	097-537-0300
宮崎県	一般財団法人 宮崎県建築住宅センター	0985-50-5586
鹿児島県	公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター	099-224-4548
沖縄県	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	098-893-5611

○住みいるダイヤルのご案内 =法律に基づく支援制度=  
保険付保住宅について、住宅事業者と住宅取得者様との間でお困りのことが起こったら、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。お電話の際はお手元に保険付保証明書をご用意ください。(この保険の具体的な内容等に関するお問い合わせ等は除きます)

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター:

受付電話番号 0120-276-500 (住みいるダイヤル)

※一部のIP電話等をご利用の方は03-3556-5147をご利用ください。

[受付時間] 月～金 10:00～17:00 (祝日、12月29日～1月3日は除く)



安心を、ささえる。未来へ、つなく。

住宅保証機構株式会社

〒105-0011

東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル

TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

<https://www.mamoris.jp>

まもりす

検索